

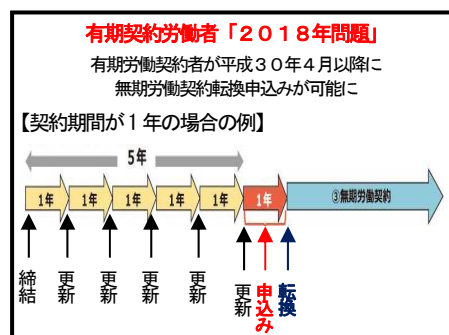
“無期労働契約転換者”

改正労働契約法により、多くの有期労働契約者が平成30年4月以降に、無期労働契約転換申込を行うことが予想されます。(2018年問題)

なお、無期労働契約への転換は正社員としての登用を求めている訳ではなく、労働契約期間を定めただけであり、就業規則等に別段の定めがない限りは、職務、労働条件も変わらず、従来のパート労働者、嘱託社員等の立場は何ら変更はありません。

しかし、無期労働契約転換者は5年以上の雇用期間を有し、業務知識、経験が豊富で、責任感の強い労働者が多く、労働契約期間のみを無くすことは、労働者のモチベーションを下げる可能性があります。加えて正社員との区分が困難となり、同一労働同一賃金の問題がより発生しやすくなり、新たな労務管理上の課題ともなります。

そこで愛知県下各労働基準協会では、企業の繁栄のため無期労働契約転換者がさらに活躍できる、処遇と労務管理など、定年後の継続雇用者の労務管理上の留意点を学ぶ「労働トラブル防止総合講座」を開催しますので、ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。



●日 時 平成29年10月16日(月)

午後1時30分～午後4時30分

●会 場 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)

名古屋市中村区名駅4丁目 4-38

2018年問題による“無期労働契約転換者”

同一労働同一賃金の原則に反しない待遇と

適正な労働条件の決定

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤俊夫氏



●対 象

企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等(定員150名)

- 対象 企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等（定員150名）
- 費用 会員 1回 6,200円（資料代・税を含む）
非会員 1回 8,200円（資料代・税を含む）

4回目以降の内容（開催時刻はいずれも午後1時30分～午後4時30分）

月 日	内 容	講 師
第4回 平成29年 12月8日（金）	ストレス社会で増加する“メンタル不調者” 安全配慮義務違反を問われない 適正な就業管理と職場復帰への手順	森法律事務所 所長 元三重県労働委員会公益委員 元愛知県男女共同参画審議会委員 弁護士 森 美穂氏
第5回 平成30年 2月28日（水）	社会問題となる“長時間勤務労働者” 安全配慮義務違反を問われない就業管理と 規則遵守による労働時間削減対策	庄司法律事務所 所長 元愛知労働局紛争調整委員 弁護士 庄司 俊哉氏

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。
実施機関より受講票を初回受講日の7日前までにお送りいたします。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130
岡崎労働基準協会	〒444-0834 岡崎市柱町上荒子30-2	(0564)52-3692	(0564)54-0739
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26	(0567)26-4603	(0567)28-7390
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱東京UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。		

会場略図



電車をご利用の場合

(JR・地下鉄・名鉄・近鉄) 名古屋駅より

◎JR名古屋駅桜通口から ミッドランドスクエア方面 徒歩5分

◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分

※名駅地下街サンロードからミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル、名古屋クロスコートタワーを経由 徒歩8分

お車をご利用の場合

名古屋高速都心環状線「錦橋」出口より約6分

有料駐車場・収容台数123台・近隣有料駐車場多数あり

労働トラブル防止総合講座 申込書(コピー可)

労働基準協会		平成 年 月 日	
事業場名		TEL () -	
		FAX () -	
事業内容		労働者数	人
所在地	〒		
ご出席者	氏 名	所属部署・職名	受講日(レを付けて下さい)
	(フリガナ) _____ 男・女		<input type="checkbox"/> 10月16日 <input type="checkbox"/> 12月8日 <input type="checkbox"/> 2月28日
ご出席者	氏 名	所属部署・職名	受講日(レを付けて下さい)
	(フリガナ) _____ 男・女		<input type="checkbox"/> 10月16日 <input type="checkbox"/> 12月8日 <input type="checkbox"/> 2月28日
会費支払時期	月 日銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者(部署名 様)

会員番号※

--	--	--	--	--

※会員番号 名北労働基準協会会員のみご記入ください。(郵送時封筒に記載されている番号です。)
※出席申込書でご提供いただいた個人情報、今回お申し込みいただいた研修の参加者資料として
使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。